

一般社団法人ふくしやねっと みずいろ訪問看護ステーション
重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	一般社団法人ふくしやねっと
所在地	福岡県飯塚市鹿毛馬1688番地28
代表者名	代表理事 織間 修
電話番号	0948-92-6410

2. 事業所概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名称	みずいろ訪問看護ステーション
所在地	福岡県飯塚市潤野815-4
指定事業番号	4065590566
サービスの種類	訪問看護
管理者名	西田 和奈
電話番号	0948-96-8825

(2) 事業所の職員体制（令和6年8月現在）

従業者の職種	人数(人)	区分		常勤換算後の人数(人)
		常勤(人)	非常勤(1)	
管理者	1	1	0	1
訪問看護員	保健師	0	0	
	看護師	3	3	3
	准看護師	0	0	0
事務職員等	0	0	0	

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	飯塚市、嘉麻市、桂川町、直方市、宮若市、小竹町の区域
---------	----------------------------

* 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

* 上記以外の地域への訪問看護では、交通費は実費の扱いとなる場合があります。

(4) 営業日・営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前9:00～午後5:00まで
休業日	土曜日・日曜日・祝日 12月31日～1月3日

* 上記営業時間以外でも、ご希望の方はご相談ください。

* 営業日・営業時間に関わらず、24時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。(別紙、料金表をご参照下さい。)

* 時間外は事業所代表電話は、訪問看護専用携帯電話に自動転送されます。

3. 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

4. 運営の方針

(1) 対象となる利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援します。

(2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) みずいろ訪問看護ステーション(以下、「本事業所」という。)は、質の良い訪問看護サービスを提供するため、訪問看護従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図り、事業実施体制の整備に努めます。

5. サービス提供内容

- (1) 看護介護行為・・・ご利用者に対して
 - ① バイタルチェック(血圧・脈拍・体温・簡易酸素飽和度測定 等)
 - ② 身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴 等)
 - ③ 療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導 等)
- (2) 医療的処置行為
 - ① 創傷及び褥創処置
 - ② 人工肛門・人工膀胱管理ケア
 - ③ 経鼻チューブ・胃ろうチューブ管理ケア
 - ④ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
 - ⑤ 在宅酸素療法管理ケア
 - ⑥ 在宅人工呼吸器管理ケア
 - ⑦ 喀痰の吸引・管理
 - ⑧ 点滴
 - ⑨ 排泄管理ケア(浣腸・摘便)
- (3) リハビリ援助行為
 - ① 拘縮予防・歩行訓練
 - ② 言語・嚥下訓練(言語障害・失語症・嚥下障害など)
 - ③ 認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど)
- (4) ご利用者のご家族に対するの支援
 - ① 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ② 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
 - ③ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
 - ④ 介護者の健康相談・助言
- (5) ターミナルケア

6. 利用料

- (1) 利用者は本事業所料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料金、およびサービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- (2) 介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者の負担額となります。
- (3) 利用料金の支払方法
 - ① 毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡し致します。
 - ② 現金払い
利用料は、1カ月単位とし、当月分を翌月末までに集金し、領収書を発行致します。

③ キャンセル料

ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。
ただし、ご利用者の病状の急変・ご入院など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は請求いたしません。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
利用日の前日まで	不要
当日、訪問までのご連絡	1,000円を請求いたします。
訪問までご連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

7. 個人情報の取り扱い(守秘義務)

(1)本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2)個人情報の取り扱いについては、別途本事業所「個人情報保護規程」の内容に沿ったものとします。

8. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

(2)居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(3)職員が支援にあたっての悩みなどを相談できる体制を整えるほか、職員がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

9. 事故発生時・緊急時の対応

訪問看護サービス提供実施中に、万が一事故が発生したり、容体の変化などがあった場合は、その状況に応じて事前の打合せに基づき、主治医・救急機関・居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡します。

10. 損害賠償責任保険

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生して利用者やそのご家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

保険会社	有限会社 訪問看護事業共済会
保険内容	訪問看護事業者賠償責任保険

11. 苦情・相談対応

(1) 苦情・相談の受付

本事業所に対する苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

受付窓口	窓口相談者	西田 和奈
	受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00
	電話番号	0948-96-8825

(2) 苦情処理の方法

① 苦情の受付

苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けています。

その際、次の事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。

② 苦情受付の報告

苦情受付担当者は、受理した苦情を苦情解決責任者に報告します。

③ 苦情解決の話し合い

苦情解決は、事業者代表・その他苦情担当職員と十分検討し、必要時は苦情申し出人と話し合いによる解決に努めます。

(3) 行政機関その他の苦情受付期間

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	電話番号 092-642-7859
飯塚市役所 福祉部 介護保険課	電話番号 0948-22-5500
嘉麻市 保健福祉部 高齢介護課	電話番号 0948-53-1182
直方市役所 保険課 介護保険係	電話番号 0949-25-2116
福岡県介護保険広域連合 田川・桂川支部	電話番号 0948-65-1151
福岡県介護保険広域連合 鞍手支部	電話番号 0949-34-5046